

T O S S 北海道 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、T O S S 北海道という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所は代表の所在地に置く。

第2章 目的及び活動内容

(目的)

第3条 この団体は、北海道内の教育関係者、保護者及び児童生徒に対して、子どもの健全育成を図ろうとする精神のもと、指導力向上のための研修会、各種体験教室、教育や子育てに係る情報提供サービス等の支援活動を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもたちへの適切な指導方法を学ぶための研修・講習会等の企画・開催に関する事業
- (2) 学力向上、家庭教育支援、特別支援教育支援、伝統文化・観光・領土・まちづくり・環境・エネルギー等に関する教育についての講演会の企画・開催に関する事業
- (3) 子どもの健全育成を目的とした体験教室等の企画・開催に関する事業
- (4) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の7種とする。

- (1) 中央事務局A班（皆勤組）
- (2) 中央事務局B班（精勤組）
- (3) 事務局（授業技量検定25級以上の事務局入会賛同者）
- (4) 準事務局員（D表以上の事務局入会賛同者）
- (5) ゴールド会員（F表以上の事務局入会賛同者）
- (6) 会員（機関誌購読者）
- (7) オブザーバー（サークル参加のみ）

(会費)

第6条 会員は、会費、入会金を納入しない。

第4章 役員

(種別及び規約)

第7条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人以上
- (3) 事務局長 1人
- (4) 中央事務局員 1～20名
- (5) 監事 1人
- (6) エリア代表 1名以内。代表選出ができない場合は隣接の代表が兼任する。

エリアは次の15 札幌、石狩、空知、後志、胆振、日高、上川、留萌、十勝、渡島、檜山、宗谷、オホーツク、釧路、根室

2 役員を補助する者として次の補助役員を置くことができる。

- (1) 中央事務局B班 1～20名
- (2) 青年事務局員 必要数
- (3) 事務局員 該当数
- (4) 準事務局員 該当数

3 会計は中央事務局から担当者を選任する。

(選任等)

第8条 TOSS北海道代表は北海道中央事務局の代表でありその選任はTOSS代表またはそれに代わる者が行う。

2 副代表は、TOSS代表または北海道代表が選任する。

3 事務局長は、北海道代表と副代表が最終決定をする。

4 中央事務局員は、事務局員から選任し、北海道代表と副代表が最終決定をする。

5 中央事務局B班は、事務局員から選任し、北海道代表と副代表が最終決定をする。

6 青年事務局は、必要に応じ事務局員から事務局長が選任し、代表が最終決定をする。

7 事務局員は、会員のうちTOSS授業技量検定25級以上を取得し、この団体の活動に参画する意志を表明した者となる。

8 準事務局員は、会員のうちTOSS授業技量検定D表以上を受検し、この団体の活動に参画する意志を表明した者となる。

9 監事は、代表が選任する。

10 会計は、中央事務局員から代表が選任する。

11 エリア代表は、中央事務局員から選任し、事務局会議を経て、北海道代表と副代表が最終決定をする。

(業務)

第9条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代行する。

3 事務局長は、TOSS北海道中央事務局の運営を統括し、組織としての目的を実現するための実質的作業の指示・調整を行う。

4 中央事務局は、TOSS北海道中央事務局として企画・運営・秘書業務を執行する。

5 青年事務局は、事務局長を補佐し、中央事務局とは独自に企画・運営・秘書業務を執行する。

6 事務局は、何らかの形で企画・運営を執行する。

7 準事務局は、事務局を補佐する。

8 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 事務局が連絡に使用する手段に参加したり、各種イベント・会議などに参加することによって各事務局の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の会計の状況を監査すること。

(3) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これをTOSS代表又はTOSS中央事務局へ報告すること。

(4) 必要がある場合には、TOSS代表又はTOSS中央事務局北海道担当者へ報告すること。

(5) 必要がある場合には、中央事務局会議または臨時総会の開催を請求すること。

9 会計は、この団体の会計業務を担当する。

10 エリア代表は、エリアの会員を代表し、地区サークルの代表から情報を収集しつつ、中央事務局とエリアの連携を図る。

(任期等)

第10条 役員、補助役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第11条 役員および補助役員が、次の各号の一に該当する場合には、本人へ連絡の上、解任する。

- (1) 任期満了に至ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(除名)

第12条 役員および補助役員が、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった場合には、本人へ連絡の上、除名することができる。

第5章 総会

(種別)

第13条 この団体の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、事務局員をもって構成する。

(通常総会)

第15条 通常総会は、年度末に開催し、会議または電子メールをもって行う。

- 2 通常総会では、以下の事項について議決する。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業計画
 - (3) その他運営に関する事項

(臨時総会)

第16条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催し、中央事務局が運営を行う。

- (1) 代表が必要と認め招集したとき。
 - (2) 事務局員の複数から招集の請求があったとき。
 - (3) 第9条第8項第5号の規定により、監事から招集があったとき。
- 2 臨時総会では、以下の事項について議決する。
 - (1) 解散
 - (2) 合併
 - (3) その他運営に関する事項

(議長)

第17条 総会の議長は出席した事務局員の中から選出する。

(定足数)

第18条 通常総会は、参加者をもって開会する。

- 2 臨時総会は、事務局員総数の過半数をもって開会することができる。

(議決)

第19条 議事は総会の終了をもって決し、可否わかれるときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第20条 各事務局員の表決権は平等なるものとする。

- 2 総会の議決について特別の利害関係を有する者は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 参加者名簿
- (3) 審議および議決事項

第6章 中央事務局会議

(構成)

第22条 中央事務局会議は、中央事務局員をもって構成する。

2 代表の承認を得て、中央事務局B班も参加することができる。

(権能)

第23条 中央事務局会議は、次の事項を議決する。

- (1) 組織及び運営に関する事項
- (2) 会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 中央事務局会議は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 副代表または事務局長が必要と認めたとき。
- (3) 第9条第8項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 中央事務局会議は、代表が招集する。

2 中央事務局会議を招集するときは、会議の日時、場所を記載した書面又は電子メールをもって、事前に通知しなければならない。

(表決権等)

第26条 中央事務局会議の議事は、代表の決するところによる。

第7章 資産および会計

(資産の区分)

第27条 この団体は資産を有しない。

(会計の区分)

第28条 この団体の会計は、事業ごとに行い、常に残金を残さない。

(事業報告及び事業計画)

第29条 この団体の事業報告書及び事業計画は、代表の委託により事務局長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第30条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第31条 規約の変更は中央事務局会議の認証を得なければならない。

(解散)

第32条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) TOSSの解散
- (2) 会員の欠乏
- (3) 合併
- (4) その他

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第33条 この団体の公告は、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第34条 この規約の施行について必要な細則は、中央事務局会議の議決を経て代表がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 平成26年2月8日一部改訂（第3、6、7章）。
- 3 平成29年1月7日一部改正（第4章）